

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

野辺地町長

市町村名 (市町村コード)	野辺地町 (2401)	
地域名 (地域内農業集落名)	向田地区 (目ノ越)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月9日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・北部は、営農法人を中心に集積が進んでいるが、離農した場合は大規模な耕作放棄地が発生する可能性がある。
・南部は個人経営体为中心であり、現在60歳以上の農家がほとんどであり、後継者不在の農業者が多い。
・作業に必要な設備が整った小屋等が不足しており、農家参入の課題となっているが、新たな担い手の発掘が急務である。
【地域の基礎的データ】認定農業者:12人(うち50歳以下3人、団体経営体2経営体)

(2) 地域における農業の将来の在り方

・地域農業の継続に向け、農地の集積・集約化を進め農作業の効率化を図る。
・北部は営農法人による野菜の生産及び畜産農家による牧草・デントコーンの栽培が主流となる。
・南部は野辺地葉つきこかぶを中心とし、長いもの栽培も継続して行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	190.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	190.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。
・その区域と住宅地または隣地とにある農地は保全・管理を行う区域とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・関係機関協力のもと、農地の維持・保全を図り、担い手へ提供することで受け入れ促進を図る。 ・就農移住事業等による他地域からの農家参入を推進する。 ・地域に既存の酪農法人への集積を図る。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・農家や農地所有者の意向を把握し、農地中間管理機構を通じた貸付を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・現段階で取組予定はないが、担い手からの意向があった際には関係団体等とも協議し、必要に応じて基盤整備事業に取組む。

(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 ・関係団体等と連携を図り、相談体制を整える。 ・既存の農業法人や認定農業者及び規模拡大希望の農業者を中心に農地利用を図るとともに、新規参入企業や外国人労働者が農作業を担う農業法人など、多様な経営体にも配慮する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針 ・取組予定はないが、農作業の効率化・省力化に繋がる委託事業があった場合には活用を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策※	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】 ①近年シカやタヌキ、サルといった野生動物の目撃が増えており、目撃情報や被害情報があった際に速やかに対応できる体制を構築するとともに、地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。 ⑦有戸地域資源保全会が中心となり、区域の農地や用水路等の保全を行うとともに、地域の酪農法人や地域住民と連携し、適切な農地の維持管理を行う。 ⑨畜産農家の営農している圃場の周辺から集積・集約をする。
--